

---

## 資料 1

# 熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針の主な変更点

---

# 主な改定箇所

頁	主な改定箇所	改定内容・理由
5	<p>3. 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の発表基準等</p> <p>(2) 熱中症特別警戒情報 ア. 発表基準</p>	<p>【改定内容】 「全ての暑さ指数情報提供地点」の後に、「（気候変動適応法施行規則の別表情報提供地点の欄に掲げるものを除く。）」と追記する。</p> <p>【改定理由】 一部の暑さ指数情報提供地点を、熱中症特別警戒情報の発表判断時に参照しないこととする省令改正を実施する予定のため。</p>
5	<p>3. 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の発表基準等</p> <p>(2) 熱中症特別警戒情報 工. ア. 以外の自然的社会的状況に関する発表基準</p>	<p>【改定内容】 改定前の「引き続き令和6年4月以降も、暑さ指数（WBGT）、停電戸数、断水戸数の情報と健康影響の関係について情報収集を行い、自然的社会的状況に関する発表基準の検討を行う。」の記載について、「それぞれの事象発生時に、暑さの状況や停電・断水の発生等の状況を可能な限り情報収集し、熱中症警戒情報の発表状況も考慮して、その都度、発表の有無を判断」へと修正。</p> <p>【改定理由】 令和5年度及び令和6年度における議論の結果、第7回熱中症対策推進検討会（令和7年3月3日開催）において、定量的な基準その他の一定の要件で機械的に判断できる基準については導き出すことはできず、「それぞれの事象発生時に、暑さの状況や停電・断水の発生等の状況を可能な限り情報収集し、熱中症警戒情報の発表状況も考慮して、その都度、発表の有無を判断」することとされたため。</p>

# 主な改定箇所

頁	主な改定箇所	改定内容・理由
8	7. 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の色について	<p>【改定内容】 「（１）背景」を削除し、「（２）今後の方針」のみとしたうえで、「（１）背景」に記載のあった必要な事項を追記する。</p> <p>【改定理由】 指針を定める前の運用における課題について、既に指針を定めた現在においても「現行の…（略）…状況においても」、「…となっている可能性がある」との記載のままで、実情に即していない記述となっていたため、一部削除・記載箇所の移動を行った。</p>
	指針全般	<p>【改定内容】 よりわかりやすい表現とするべく、指針全体にわたり、表現の適正化等を行った。</p>